

独立行政法人国立美術館情報公開窓口設置要項

平成14年9月30日

理事長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第3項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館における法人文書ファイル管理簿について、一般の閲覧に供するための閲覧所について必要な事項を定める。

(情報公開窓口の設置場所等)

第2条 情報公開窓口の担当は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------|----------|
| 一 事務局 | 総務企画課 |
| 二 東京国立近代美術館 | 運営管理部総務課 |
| 三 京都国立近代美術館 | 総務課 |
| 四 国立映画アーカイブ | 総務課 |
| 五 国立西洋美術館 | 総務課 |
| 六 国立国際美術館 | 総務課 |
| 七 国立新美術館 | 総務課 |

(案内日等)

第3条 情報公開窓口の開設日及び開設時間は、次の各号に掲げるところによる。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 一 開設日 | 土曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日 |
| 二 開設時間 | |
| （1）事務局、東京国立近代美術館及び国立新美術館 | 10時から17時30分まで |
| （2）京都国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館 | 9時30分から17時まで |
| （3）国立映画アーカイブ | 10時30分から18時まで |

(管理)

第4条 情報公開窓口の管理は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる担当係が行う。

- | | |
|--------------------|---------|
| 一 事務局 | 総務企画担当係 |
| 二 第2条第2号から第7号に掲げる館 | 総務担当係 |

附 則

この要項は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。